

浜松市農業委員会法務局・裁判所等からの農地の転用事実に関する照会に係る
事務処理要領

(目的)

第1条 登記簿上の地目が農地である場合において法務局・裁判所等から当該地の現況又は転用事実等に関する照会があった場合、浜松市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)浜松市農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)及び農業委員会事務局職員(以下「職員」という。)が現地調査等を実施し、迅速に厳正かつ公平な回答をすることを目的とする。

(処理手順)

第2条 事務処理の手順等は次に掲げるとおりとする。

(1)法務局・裁判所等からの照会書の受付

(2)調査に必要な書類

ア 案内図

イ 公図写

ウ 土地登記事項証明書

エ 配置図

オ その他関係する書類

(3)現地調査等の日程調整

(4)現地調査の内容

ア 経緯の説明

イ 農地・非農地の判断

ウ 原状回復命令を行う見込みがあるか、否かの確認

(5)調査結果の法務局・裁判所等への回答

ア 受付した日から2週間以内に照会先へ回答をする。

イ 期間内に回答・通知できない場合は、遅れる旨連絡をし、速やかに処理を図る。

(現地調査の人数)

第3条 現地調査は、原則として農業委員又は推進委員3人以上及び職員2人以上により行う。

(農地・非農地の判断基準)

第4条 農地及び採草放牧地と判断する場合は次に掲げるとおりとする。

(1)農地は、「耕作の目的に供される土地」のこととし、この場合の「耕作」とは、土地に労働及び資本を投じ肥培管理を行って作物を栽培することとする。また、耕運機やトラクター等により耕作が可能となる土地も農地とする。

(2)採草放牧地は、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的で供されるものとする。

2 非農地と判断する場合は次のとおりとする。

(1)非農地は次に掲げるとおり農地以外の目的で土地を利用しているものとする。

- ア 資材置場（碎石・残土・重機等の資材が置かれているもの。）
- イ 駐車場（自動車等が駐車されているもの。）
- ウ 宅地拡張（宅地と一体で物干場・進入路等に使用しているもの。）
- エ 住宅（住宅敷地として使用しているもの。）
- オ 店舗・工場（店舗・工場敷地として使用しているもの。）
- カ 山林（傾斜度が30度以上で、植林後概ね10年以上経過した土地。）
- キ その他（上記以外で農地を農地以外に利用しているもの。）

（法務局・裁判所等への回答）

第5条 適法に処理できると判断される場合は、関係各機関等への手続きを指導、また、適法に処理できないと判断される場合は、是正指導を行い、それぞれ現況通り照会先へ回答する。

(1)「原状回復命令を行わない」と回答する場合は次のとおりとする。

ア 非農地であり、実際の使用状況からやむを得ないと判断された場合。

(2)「近く原状回復命令を行う」と回答する場合は次のとおりとする。

ア 前号アに該当しない場合。

2 前項2号により「近く原状回復命令を行う」と回答した場合は、回答後2週間以内に浜松市農業委員会事務局において「原状回復命令を発した」又は「発する見込みがなくなった」の回答を行う。

(1)「原状回復命令を発した」と回答した場合は、転用行為の中止・原状回復等の勧告を行う。更に、指導・勧告に従わない場合は、農地法第51条の規定に基づく事務処理を行う。

(2)「発する見込みがなくなった」と回答した場合は、違反に対し関係各課と是正に向けての協議を行う。

3 地目農地の競売参加に対する買受適格証明願の要否は、裁判所等の判断に委ね、買受適格証明書の要否の回答は未記入とする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。